

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

◇告 示 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防利水課)
災害危険区域の指定(建築課)

告 示

鳥取県告示第九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 名称

円護寺地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域(昭和五十九年四月鳥取県告示第三百四十号で指定した区域を防ぐ。)

土 地 標 柱

鳥取市円護寺字庵ノ城七六〇 一号

字稻荷ノ下モ六七九 二号

字稻荷ノ下モ六七五 三号

字稻荷ノ下モ六七五 四号

北園一丁目一三九地先道路敷 五号

北園一丁目一三九地先道路敷 六号

円護寺字居邸一五三 七号

一五五―三地先道路敷 八号

字下前田一六三―三 九号

一六一―二 十号

字町分二一六 十一号

二 名称

蒲生第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十七号を直線で結んだ線により

囲まれた区域

土地 標柱

岩美郡岩美町大字蒲生字上稲荷八七四―二 一号

字稲荷一二〇三 二号及び三号

一二〇二 四号

字家ノ上一一八五 五号

一一八三 六号

一一七八 七号

一一七四 八号

字大泓二一〇九 九号

一一二一六 十号

一一一一八 十一号

一〇九二二 十二号

字梶田一〇四四―三 十三号

字下土居九三二 十四号

九〇七 十五号

字上稲荷八八八一 十六号

八七七―三 十七号

三 名称

小倉地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地 標柱

八頭郡河原町大字小倉字牛越七二九―六 一号

七四〇―一 二号及び三号

字佛谷七五四―一 四号

字御堂元三六六一―三 五号

字大谷七二四―一 六号及び七号

三三四―一 地先道路敷 八号

字牛越七二九―六 九号

四 名称

加地地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地 標柱

八頭郡若桜町大字中原字加地土居七二九―一 一号

字加地ノ上一二七八 二号

字上横尾一二七三 三号

字大平五九五―三 四号

字加地土居六四五―一 五号

六四四―一 六号

六四三 地先道路敷 七号

五 名称

六八六 八号

田内地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域(倉吉市巖城字全源院一四九三一一の区域を除く。)

土 地 標 柱

倉吉市巖城字宮ノ前一二二三

一二二三

合併

一号

字全源院一四九二一一

二号

一四八九

三号

字東屋敷一〇九七一

四号

一一〇六一

五号

字下前田一一七四

六号

一一七七

七号

字宮ノ前一二一六

八号

六1 名称

長和田地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡東郷町大字長和田字屋敷六一一

一号

字家ノ上六五七一 二号

字五郎谷六六一一 三号

字六万垣七一五 四号

七三〇 五号

七四一一四 六号

七四二 七号及び八号

字屋敷六〇八 九号

七1 名称

大瀬地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡三朝町大字大瀬字齊ノ木一二二九一一 一号

字齊ノ谷一二四一一 二号及び三号

字戸崎平九八七一一 四号及び五号

九八七一 六号

九八六一 七号から九号まで

字稲粟谷九八五 十号

字大平九八〇 十一号

九七九一二 十二号

九七七 十三号

字福天九七四 十四号

九七一一二 十五号

八1	名称	鎌田地区急傾斜地崩壊危険区域	九六四―四	十六号
"	"	"	九五三―一	十七号
"	"	"	九四七―一	十八号
"	"	"	字戸崎一〇〇八一	十九号
"	"	"	九九四―一	二十号
"	"	"	字嶋崎一一九九一	二十一号
"	"	"	一二〇五―二	二十二号

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡三朝町大字鎌田字脊戸谷一一六二―二 一号

" " 一一五九―一 二号及び三号

" " 一一五五 四号

" " 字深田六三九一才一 五号

" " 六三一―一 六号

" " 字前田四八六 七号

" " 四七八―一 八号

九1 名称

福市一区第三地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

米子市福市一八三一 一号

" " 一八五三 二号及び三号

" " 一八三四 四号

" " 一八五六 五号

" " 一八三三―二 六号

" " 一八一九 七号

" " 一八五五 八号

" " 一八二七 九号及び十号

" " 一八三一 十一号から十三号まで

十1 名称

佐木谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

日野郡日南町佐木谷字荒神ノ前一二〇三 一号

" " 字鑑ノ上ミ六〇九 二号

" " 字鉦ノ上ミ山六〇三 三号及び四号

" " 字鉦ノ上ミ平桃木塔山六五七―二 五号及び六号

" 六六〇一七号
 " 字バンゾフ田一七六 八号
 " 字朴谷尻一五〇一二 九号
 十一 名称

末鎌地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱
 日野郡溝口町福兼字末鎌上粕谷平六二〇 一号
 " 字末鎌屋敷五七二 二号及び三号
 " 五六八一 四号
 " 五六七 五号
 " 五六二 六号
 " 字清水ノ下六四〇 七号
 " 六四二 八号
 " 六四五 九号
 " 字末鎌上粕谷平六二二 十号

鳥取県告示第百九十三号

鳥取県建築基準条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号)第二

条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各管轄土木事務所並びに関係市役所及び町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

円護寺地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域(昭和五十九年四月鳥取県告示第三百四十号で指定した区域を除く。)

土 地 標 柱
 鳥取市円護寺字庵ノ城七六〇 一号
 " 字稲荷ノ下モ六七九 二号
 " 六六七 三号
 " 字稲荷之下七七〇地先道路敷 四号
 " 字稲荷ノ下モ六七五 五号
 " 北園一丁目一三九地先道路敷 六号
 " 円護寺字居邸一五三 七号
 " 一五五一三地先道路敷 八号
 " 字下前田一六三十三 九号
 " 一六一一二 十号

二 1	名称	字町分二一六	十一号
二 2	区域	蒲生第二地区災害危険区域	
	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十七号を直線で結んだ線により囲まれた区域		
	土 地	標 柱	
	岩美郡岩美町大字蒲生字上稲荷八七四―二	一号	
	字稲荷二二〇三	二号及び三号	
	一二〇二	四号	
	字家ノ上一一八五	五号	
	一一八三	六号	
	一一七八	七号	
	一一七四	八号	
	字大泓二一〇九	九号	
	一一二一六	十号	
	一一一一八	十一号	
	一〇九二二	十二号	
	字梶田一〇四四―三	十三号	
	字下土居九三二	十四号	
	九〇七	十五号	
	字上稲荷八八八―一	十六号	
	八七七―三	十七号	

三 1	名称	小倉地区災害危険区域	
二 2	区域	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
	土 地	標 柱	
	八頭郡河原町大字小倉字牛越七二九―六	一号	
	七四〇―一	二号及び三号	
	字佛谷七五四―一	四号	
	字御堂元三六六―三	五号	
	字大谷七二四―一	六号及び七号	
	三三四―一地先道路敷	八号	
	字牛越七二九―六	九号	
四 1	名称	加地地区災害危険区域	
二 2	区域	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
	土 地	標 柱	
	八頭郡若桜町大字中原字加地土居七二九―一	一号	
	字加地ノ上一二二七八	二号	
	字上横尾一二七三	三号	

五1	名称	字大平五九五―三	四号
"	"	字加地土居六四五―一	五号
"	"	六四四―一	六号
"	"	六四三地先道路敷	七号
"	"	六八六	八号

2 区域

田内地区災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域(倉吉市巖城字全源院一四九三―一の区域を除く。)

土 地 標 柱

倉吉市巖城字宮ノ前一二二三	合併	一号
一二二三		
字全源院一四九二―一		二号
"		三号
"		四号
"		五号
"		六号
"		七号
"		八号

六1 名称

長和田地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡東郷町大字長和田字屋敷六一―一	一号
"	二号
"	三号
"	四号
"	五号
"	六号
"	七号及び八号
"	九号

七1 名称

大瀬地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡三朝町大字大瀬字齊ノ木一二二九―一	一号
"	二号及び三号
"	四号及び五号
"	六号
"	七号から九号まで

八1	名称	字稻栗谷九八五	十号
"	"	字大平九八〇	十一号
"	"	九七九一二	十二号
"	"	九七七	十三号
"	"	字福天九七四	十四号
"	"	九七一一二	十五号
"	"	九六四一四	十六号
"	"	九五三一	十七号
"	"	九四七一	十八号
"	"	字戸崎一〇〇八一	十九号
"	"	九九四一一	二十号
"	"	字嶋崎一一九九一一	二十一号
"	"	一二〇五一二	二十二号
2	区域	鎌田地区災害危険区域	
		次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
	土地	標柱	
"	東伯郡三朝町大字鎌田字脊戸谷一一六二一一	一号	
"	一一五九一一	二号及び三号	
"	一一五五	四号	
"	字深田六三九一一	五号	

九1	名称	六三一一一	六号
"	"	字前田四八六	七号
"	"	四七八一一	八号
2	区域	福市一区第三地区災害危険区域	
		次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
	土地	標柱	
"	米子市福市一八三一	一号	
"	一八五三	二号及び三号	
"	一八三四	四号	
"	一八五六	五号	
"	一八二三一	六号	
"	一八一九	七号	
"	一八五五	八号	
"	一八二七	九号及び十号	
"	一八三一	十一号から十三号まで	
2	区域	佐木谷地区災害危険区域	
		次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び柱標一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲ま	

れた区域

土 地

標 柱

日野郡日南町佐木谷字荒神ノ前一二〇三

一号

” 字鑑ノ上ミ六〇九

二号

” 字鉦ノ上ミ山六〇三

三号及び四号

” 字鉦ノ上ミ平桃木山六五七―二

五号及び六号

” 六六〇―一

七号

” 字バンゾフ田一七六

八号

” 字朴谷尻一五〇―二

九号

十一 名称

末鎌地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

日野郡溝口町福兼字末鎌上粕谷平六二〇 一号

” 字末鎌屋敷五七二 二号及び三号

” 五六八―一 四号

” 五六七 五号

” 五六二 六号

” 字清水ノ下六四〇 七号

” 六四二 八号

” 六四五 九号

”

字末鎌上粕谷平六二二 十号